

# BTMU CHINA WEEKLY

三菱東京UFJ銀行 国際業務部

AUGUST 30TH 2017

## ■ WEEKLY DIGEST

### 【産 業】

- 2017 年上半期 中国人海外旅行動向 個人旅行の人気上昇

### 【貿易・投資】

- 1-7 月の対外直接投資 前年同期比▲44.3%

## ■ RMB REVIEW

- 上値は次第に重くなる

## ■ EXPERT VIEW

### 【日系企業のための中国法令・政策の動き】

- 「国務院の外資拡大促進の若干の措置に関する通知」
- 「国務院弁公庁の国家発展改革委員会、商務部、中国人民銀行、外交部の国外投資方向の更なる誘導・規範化に関する指導意見の転送通知」他

本邦におけるご照会先:

三菱東京UFJ銀行国際業務部 東京:03-6259-6695 (代表) 大阪:06-6206-8434 (代表) 名古屋:052-211-0544 (代表)

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります

【産業】

◆2017 年上半期 中国人海外旅行動向 個人旅行の人気上昇

中国観光研究院(国家観光局の直属機関)と携程旅行(Ctrip/中国の大手オンライン旅行会社)は 3 日、「2017 年上半期中国海外旅行者報告書」を共同で発表した。

同報告書によると、2017 年上半期の中国人海外旅行者数は 6,203 万人に達し、前年同期の 5,903 万人から 5.1%増加した。海外旅行の形態別では、団体旅行が 42%、個人旅行が 58%と個人旅行の割合が団体旅行を上回ったものの、旅行者 1 人あたりの消費額を見ると、団体旅行者は 6,000 元超、個人旅行者は 5,000 元超と団体旅行者の消費額が上回った。

中国人海外旅行者の特徴について、個人旅行は特に 10 代~20 代の若年層に人気があると指摘。また、個人旅行者全体の傾向として、事前に観光地のチケットや日帰り旅行を予約し、現地のガイドを雇って旅行するスタイルが新たなトレンドになっているという。旅行のパターンも複数都市周遊型から 1 都市滞在型へと変わりつつあり、現地の生活様式をじっくり体験する旅がより好まれるようになってきていると分析している。

なお、海外旅行における消費額が高い旅行者の在住都市上位 3 都市は蘇州(7,123 元)、北京(6,778 元)、上海(6,760 元)となった。

また、海外旅行先について国・地域別では、1 位/タイ、2 位/日本、3 位/シンガポール、4 位/韓国、5 位/マレーシアとなり、韓国は今年の 2 位から後退。都市別では、1 位/バンコク、2 位/シンガポール、3 位/香港、4 位/東京、5 位/台北となった。ビーチリゾート別では 1 位/プーケット島(タイ)、2 位/バリ島(インドネシア)、3 位/ボラカイ島(フィリピン)、4 位/サバ州(マレーシア)、5 位/ニャチャン(ベトナム)と上位 5 箇所はいずれも東南アジアのリゾートが占めた。

なお、ビザについては 7 月 11 日時点で優遇措置が受けられる国と地域は 65 カ国・地域となっており、相手国・地域と相互にビザを免除するパターンや旅行先の国・地域に到着してからビザが発給されるパターン等が含まれている。訪日旅行者に対しては、所得額等によりビザの種類が異なり、旅行会社を通じて航空券や宿泊先の手配を行うことが必要とされている。

＜中国人の海外旅行目的地のランキング(2017年上半期)＞

順位	国・地域別	都市別	ビーチリゾート別
1	タイ	バンコク	プーケット島(タイ)
2	日本	シンガポール	バリ島(インドネシア)
3	シンガポール	香港	ボラカイ島(フィリピン)
4	韓国	東京	サバ州(マレーシア)
5	マレーシア	台北	ニャチャン(ベトナム)
6	米国	ソウル	沖縄(日本)
7	インドネシア	大阪	モルディブ
8	ベトナム	クアラルンプール	クラビ(タイ)
9	フィリピン	ワシントン	サイパン(米国)
10	オーストラリア	マカオ	サムイ島(タイ)

(出所)中国観光研究院・携程旅行「2017年上半期中国海外旅行者報告書」

## 【貿易・投資】

### ◆1-7月の対外直接投資 前年同期比▲44.3%

商務部は15日、対外直接投資の統計データを発表した。

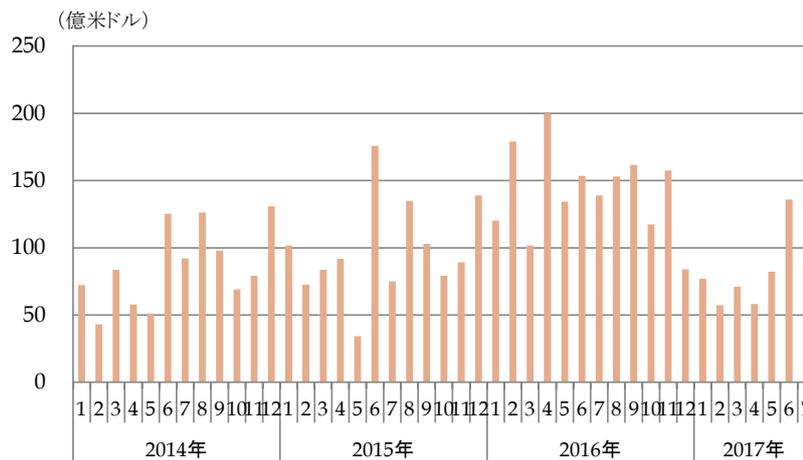
1-7月の対外直接投資額(除く金融業)は、前年同期比▲44.3%の572.0億米ドル、7月単月では、前年同月比▲35.1%\*の90.1億米ドル\*と大幅に減少した。当局は合理性に欠く対外投資を抑制したことが減少要因とした。

※:商務部発表の対外直接投資額に基き当行が計算。

1-7月の産業別の対外投資額は、不動産業が前年同期比▲81.2%、文化・スポーツ・娯楽業が同▲79.1%とともに大幅減。また、産業別構成比を見ると、上述の2業種がそれぞれ2.0%と1.0%にとどまった一方、リース・商業サービス業が28.7%、製造業が18.4%、卸・小売業が12.9%、通信・ソフトウェア・ITサービス業が11.2%と高く、中国の対外投資の主要産業となっている。

また、「一帯一路」エリア向けの投資について、今年1月から7月までに、合計50ヶ国に対し76.5億米ドルの新規投資を行い、対外投資額全体に占める割合は13.4%に上り、前年同期より5.7ポイント上昇したと明らかにした。

### ＜中国対外直接投資の推移＞



(出所) 商務部の公表データを基に作成

RMB REVIEW

◆上値は次第に重くなる

今週(8/21～)の人民元相場(対ドル)は、週初 6.6670 で寄り付いた後、早々に安値 6.6742 を示現した。しかし、基準値の元高設定(元高要因)や米政治不安の高まり(ドル安要因)が材料視されると、翌 8/22 には、高値 6.6522 まで反発した。週央以降は、ジャクソンホール会合(米ワイオミング州ジャクソンホールで開催される経済シンポジウム)を前に様子見ムードが強まる中、小動きが継続。本稿執筆時点でも 6.66 台半ばで推移するなど、方向感を見出すには至っていない。

来週は、中国サイドのイベントに乏しい中、米ドル主導の動きが想定される。今晚(8/25)予定されているジャクソンホールでイエレン FRB 議長がハト派寄りの姿勢を滲ませたり、来週発表される米第 2 四半期の GDP(改訂値、8/30)や米雇用統計(9/1)が予想を下回る結果に落ち込めば、ドル安を通じて、元高がもたらされる可能性もあるだろう。但し、一方向の上昇は想定しづらい。党大会を前に、政府当局は「人民元相場の安定」を優先しているからだ。人民元は 8 月に入り、既に対ドルで 1%程度上昇している<sup>(※1)</sup>。いつまでも元高が許容されるとは考えづらい。足元では、中国経済を巡る先行き不透明感の高まり<sup>(※2)</sup>や、為替制度改革への思惑<sup>(※3)</sup>、北朝鮮問題で浮き彫りとなる米中の不協和音<sup>(※4)</sup>など、むしろ元安を意識させる材料も増えつつある。事実、通貨オプション市場では、反落リスクが織り込まれ始めた。米ドル主導の動きを見込みつつも、来週はやや上値の重い展開を予想する。

(※1) 前月終値に対し当月終値が 1%超人民元高(対ドル)に進んだケースは過去 5 年(60 ヶ月)で 4 度しかない。

(※2) 8 月に公表された 7 月分の中国経済指標(輸出入や小売売上高、固定資産投資や鉱工業生産、CPI や PPI など)は総じて悪化した。

(※3) 中国人民銀行が発行する金融時報は 7 月、「人民元の変動幅拡大に向けた措置を講じるべき」といった論説記事を掲載した。市場参加者の一部はこれを為替制度改革への布石と捉えている。

(※4) トランプ米大統領は先週、中国による知的財産権侵害の実態を調査し、通商法 301 条適用の是非を判断するよう通商代表部(USTR)に指示する覚書に署名した。これに対し中国商務省の報道官は「中国と中国企業の利益を守るため、断固として必要なあらゆる手段を講じる」と、米国への報復をちらつかせた。

(8月25日作成) グローバルマーケットリサーチ

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利(1wk)	上海A株指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比		指数	前日比
2017.08.21	6.6670	6.6670~ 6.6742	6.6702	-0.0083	6.1183	0.0012	0.85259	-0.0002	7.8339	-0.0058	3.4400	3442.71	18.95
2017.08.22	6.6620	6.6522~ 6.6639	6.6605	-0.0097	6.0949	-0.0234	0.85105	-0.0015	7.8370	0.0031	3.2000	3446.63	3.92
2017.08.23	6.6620	6.6578~ 6.6680	6.6636	0.0031	6.0891	-0.0058	0.85126	0.0002	7.8515	0.0145	3.4400	3443.14	-3.49
2017.08.24	6.6555	6.6536~ 6.6645	6.6600	-0.0036	6.0917	0.0026	0.85110	-0.0002	7.8531	0.0016	3.4400	3426.69	-16.45
2017.08.25	6.6605	6.6605~ 6.6680	6.6645	0.0045	6.0790	-0.0127	0.85147	0.0004	7.8613	0.0082	3.0000	3489.29	62.60

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱東京 UFJ 銀行国際業務部作成

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は 2017 年 8 月上旬から下旬にかけて公布された政策・法令をとりあげました。

<p>[政策]</p> <p>【外資政策】</p> <p>●「国務院の外資拡大促進の若干の措置に関する通知」(国発[2017]39号、2017年8月8日発布・実施)</p> <p>【国外投資政策】</p> <p>○「国務院弁公庁の国家発展改革委員会、商務部、中国人民銀行、外交部の国外投資方向の更なる誘導・規範化に関する指導意見の転送通知」(国弁発[2017]74号、2017年8月4日発布・実施)</p>	<p>今後の外資導入拡大に向けた政策措置を示したもの。具体的な内容は、下記の解説をご参照。</p> <p>■原文は、中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。  <a href="http://www.gov.cn/zhengce/content/2017-08/16/content_5218057.htm">http://www.gov.cn/zhengce/content/2017-08/16/content_5218057.htm</a></p> <p>国外投資の奨励、制限、禁止の各分野を地方政府と国務院各部門に通知したもの。最近、大規模に国外投資を行っていた大連万達集団、安国保険集団などが経営者の取り調べや銀行融資停止処分を受けたが、こうした動きを反映したものと見られる。</p> <p>■奨励分野は、以下の通り。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① “一帯一路”建設と周辺のインフラ施設との連携に有利なインフラ分野</li> <li>② 生産能力の優位、品質優良な設備と技術標準の輸出を牽引する投資</li> <li>③ 国外の高新技術企業、先進製造業企業との協力による研究開発センターの設立</li> <li>④ 経済効果を慎重に評価した上でのエネルギー資源の探査・開発</li> <li>⑤ 農林畜漁業での WIN-WIN の投資</li> <li>⑥ 商業・貿易、文化、物流などのサービス分野への投資、金融機関の分支機構の設立</li> </ol> <p>■制限分野は、以下の通り。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 国交がない、戦争・内乱が発生している、または中国が締結した二国間・多国間条約で制限される敏感な国・地域への投資</li> <li>② 不動産、ホテル、映画館、娯楽業、スポーツクラブなどへの投資</li> <li>③ 具体的な実業プロジェクトのない投資ファンドとまたは投資プラットフォームの設立</li> <li>④ 投資目的国の技術標準に適合しない遅れた生産設備を使用した投資</li> <li>⑤ 投資目的国の環境保護、エネルギー消費、安全の基準に適合しない投資</li> </ol> <p>上記①～③については、国外投資主管部門(発展改革委員会、商務部門など)の認可を得ることとされている。</p> <p>■なお、禁止分野は、国の許可を得ない軍事工業の重要技術・製品を輸出する投資、国が輸出を禁止する技術・工程・製品を</p>
---	---

<p>[行政法規] 【企業管理】</p>	<p>運用する投資、賭博・ポルノ産業への投資などとされている。  <b>■</b> 原文は、中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。  <a href="http://www.gov.cn/zhengce/content/2017-08/18/content_5218665.htm">http://www.gov.cn/zhengce/content/2017-08/18/content_5218665.htm</a></p> <p>○「無証書無許可証経営調査・処分          弁法」(國務院令第684号、2017年          8月6日公布、同年10月1日施行)</p> <p>法定の登記証書や許可証を取得せずに経営している企業、個人          事業者に対する取り締まりの規則。2003年のほぼ同名の弁法を          廃止し、新たに制定したもの。旧弁法に比べて罰則が緩和されて          いるが、これは「大衆創業、万衆創新」(大衆による起業、万人によ          るイノベーション)の政策意図を反映したものと見られる。  <b>■</b> 原文は、中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。  <a href="http://www.gov.cn/zhengce/content/2017-08/23/content_5219861.htm">http://www.gov.cn/zhengce/content/2017-08/23/content_5219861.htm</a></p>
--------------------------	--

## ● 外資導入拡大の政策措置が発表される

8月8日付で國務院から発布された上記の通知は、外資導入拡大のための具体的な政策措置を列挙したものである。今年1月にも同様の通知が発布されているが、こうした通知が短期間に2度も発布されるのは極めて異例と言える。(1月の通知については、[本誌2月1日号のEXPERT VIEW](#)の解説記事をご参照。)

今回の通知を発布した理由について、政府は世界的に外資導入を重視する動きが広がっていることに対応したと説明しているが、一方で外国からの投資が減少傾向にあることに危機感を持っていると見られる。商務部の統計によれば、今年1~6月の対中投資は、ドル建ての実行金額ベースで対前年同期比5.4%減となっている。

この通知に列挙される措置は全部で22項目あるが、その策定にあたっては、政府関係部門が在中国の外国商会、外資企業、地方政府、外資誘致機関などから広範に意見を聴取したとしている。

それらの中では、以下の措置が注目される。

### 1) 外資参入制限の更なる削減

- ✓ 自由貿易試験区で試行済みの外商投資ネガティブリストを早期に全国で実施する。
  - ※ 自由貿易試験区以外では、「外商投資産業指導目録(2017年改訂)」(2017年7月28日実施)の制限産業と禁止産業をネガティブリストとして実施されているが、これを自由貿易試験区のネガティブリストと同様に具体的な制限・禁止措置を記載した内容に変更するという意味と思われる。
- ✓ 対外開放の範囲を更に開放する。以下の分野で、対外開放のスケジュール表、ロードマップを明示する。
  - 専用車・新エネルギー車製造、船舶設計、「支線航空機」(注:小型民間航空機)と汎用航空機の保守・修理、国際海上運輸、鉄道旅客運輸、ガソリンスタンド、インターネットサービスサイト、コールセンター、公演仲介、銀行業、証券業、保険業

### 2) 財政・租税支援政策の制定

- ✓ 外国投資者が中国国内企業からの配当利益を直接奨励類プロジェクトに投資する場合、規定の条件に合えば、課税繰り延べ政策を実施し、暫定的に源泉所得税を徴収しない。
  - ※ 現在は、配当利益の国内再投資に対しては国外送金と同じく10%の税率で課税されている。

- ✓ サービスアウトソーシングモデル都市での条件に合う技術先進型サービス企業への所得税優遇政策を全国に拡大する。  
※ この所得税優遇政策は、15%の低減税率の適用と従業員教育経費支出の賃金総額の 8%までの所得控除を指す。
- ✓ 居住者企業(多国籍企業地域本部を含む)による国外所得の国内移転に対する租税支援政策を研究・発布する。  
※ 現在は外国税額控除制度が実施されているが、新たに益金不算入制度を導入するなどが考えられる。
- ✓ 各地方の資金支援を含む適法な多国籍企業地域本部の誘致政策・措置を支援する。

### 3) 国家級開発区の総合的投資環境の改善

- ✓ 国家級開発区の投資管理権限を拡大する。
- ✓ 条件のある国家級開発区で、生産サービス型外資企業の誘致、高技術・高付加価値の国内外プロジェクトに対する保守・修理業務を試行する。

### 4) 人材の出入国の利便化

- ✓ 外国人就業許可制度で、「告知と承諾」(注:当局が企業に許可条件と申請資料を告知し、企業がその条件に適合していること、申請資料を提出することを承諾すればその場で許可する制度)、「欠陥容認受理」(注:書類に不備があっても受理すること)などの利便性を提供する。2018 年に外国人在中国活動管理条例を制定・公布する。
- ✓ 2017 年下半年に外国人材ビザ実施細則を制定・公布し、外国人材の評価基準を緩和、ビザ発給範囲を拡大する。外国人材のビザの有効期限を緩和し、条件に合う外国人には長期(5~10 年)のマルチビザを発給、同時にビザによる就労許可証、業務類居留証の発給を実施する。

### 5) ビジネス環境の最適化

- ✓ 国外投資者の利益の自由な送金を保証する。
- ✓ 外商投資企業の知的財産権保護を完全にする。

(本シリーズは、原則として隔週で掲載しています。)

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社  
コンサルティング事業本部 国際アドバイザー事業部  
シニアアドバイザー 池上隆介

～アンケート実施中～

(回答時間:10 秒。回答期限:2017 年 9 月 30 日)

<https://s.bk.mufig.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=ZIJ6Qe>